

経営規模等評価申請・総合評定値請求の手引き (経営事項審査)

平成20年4月経審改正対応版

V. 別添資料 | 目次 |

1. 記載要領

- [1] 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書 **25~27**
建設業法施行規則別記様式第25の11 (20001帳票)
 - [2] 利益額(利払前税引前償却前利益)の決算期を変更した場合の記載例 **28**
 - [3] 工事種類別完成工事高/工事種類別元請完成工事高 **29,30**
建設業法施行規則別記様式第25の11 別紙1 (20002帳票)
 - [4] 工事種類別完成工事高/工事種類別元請完成工事高の記載例 **31,32**
 - 1) 12ヶ月決算の場合
 - 2) 組織変更を行った場合
 - 3) 決算期を変更(決算期が12ヶ月に満たない)した場合
 - 4) 新法人設立(決算期未到来)の場合
 - [5] その他の審査項目(社会性等) **33**
建設業法施行規則別記様式第25の11 別紙3 (20004帳票)
 - [6] 技術職員名簿 **34**
建設業法施行規則別記様式第25の11 別紙2 (20005帳票)
 - [7] 主な有資格区分コード表(技術職員名簿) **35~37**
 - [8] 工事経歴書 **38**
建設業法施行規則別記様式第2号
- 2. 確認書類一覧表(国土交通大臣許可業者用) **39**
 - 3. 「確認書類」の作成にあたって **40~51**
 - 4. 総合評定値(P)の計算方法 **51~61**

1. 記載要領

〔1〕建設業法施行規則別記様式第25の11(20001帳票)

経営規模等評価申請書・総合評定値請求書

記載要領

- 「経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書」、
「建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。」、
「地方整備局長
北海道開発局長、
「国土交通大臣
知事」及び「
知事」については、不要のものを消すこと。
- 「申請者」の欄は、この申請書により経営規模等評価の申請、経営規模等評価の再審査の申立又は総合評定値の請求をしようとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は第19条の4第1項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 太線の枠内には記入しないこと。
- で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□**1**□**2**のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば**甲** **建** **設** **業** □□のように左詰めで記入すること。
- 0** **2**「申請時の許可番号」の欄の「大臣
知事」コードのカラムには、申請時に許可を受けている行政庁について別表（1）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
「許可番号」及び「許可年月日」は、例えば**0** **0** **1** **2** **3** **4**又は**0** **1**月**0** **1**日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 0** **3**「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なっている場合についてのみ記入すること。
- 0** **4**「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日（別表（2）の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記入し、例えば審査基準日が平成15年3月31日であれば、**1** **5**年**0** **3**月**3** **1**日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 0** **5**「申請等の区分」の欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

- 0** **6**「処理の区分」の欄の左欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	処理の種類
00	12か月ごとに決算を完結した場合 (例) 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの事業年度について申請する場合
01	6か月ごとに決算を完結した場合 (例) 平成15年10月1日から平成16年3月31日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い平成15年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で平成16年3月31日に終了した事業年度について申請するとき (例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が平成15年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により平成15年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 平成15年10月1日に会社を新たに設立した場合で平成16年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 平成15年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（平成16年3月31日）より前の日（平成15年11月1日）に申請するとき

また、「処理の区分」の右欄は、別表（2）の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコ

ードを記入すること。

- 10 「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。
- 11 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば 又は のように1文字として扱うこと。なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。
- 12 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いて、記入すること。

(例)

種 類	略 号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 13 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば 又は のように1文字として扱うこと。
- 14 「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 15 「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
- 16 「主たる営業所の所在地」の欄には、15により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば のように記入すること。
- 17 「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば のように記入すること。
- 18 「許可を受けている建設業」の欄は、申請時に許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	ほ装工事業（ほ）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゆんせつ工事業（しゆ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 19 「経営規模等評価等対象建設業」の欄は、経営規模等評価等を申請する建設業（総合評定値の請求のみを行う場合にあつては、経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業）について18の表の（ ）内に示された略号のカラムに「9」と記入すること。
- 20 「自己資本額」の欄は、審査基準日の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額又は基準決算及び前回の申請時における審査基準日（以下「直前の審査基準日」という。）の決算における自己資本の額の平均の額（以下「平均自己資本額」という。）を記入し、「審査対象」のカラムに「1」又は「2」を記入すること。また、平均自己資本額を記入した場合は、表内のカラムに基準決算における自己資本の額及び直前の審査基準日の決算における自己資本の額をそれぞれ記入すること。
記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「自己資本額」の欄に平均自己資本額を記入するときは、平均自己資本額を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。カラムに数字を記入するに当たっては、単位は千円とし、例えば のように百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。
- 21 「利益額（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額及び減価償却実施額をそれぞれ記入すること。
記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。
ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができ

る。ただし、「利益額（２期平均）」を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

- 22 「技術職員数」の欄は、別紙二で記入した技術職員の人数の合計を記入すること。
- 23 「登録経営状況分析機関番号」の欄は、経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号を記入し、例えば のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 24 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

別表（１）

00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県知事
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福岡県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県知事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県知事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

別表（２）

コード	処 理 の 種 類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日まで間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日まで間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日まで間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合

[3]建設業法施行規則別記様式第25の11 別紙1 (2002帳票)

工事種類別完成工事高/工事種類別元請完成工事高

記載要領

- 1 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば のように右詰めで記入すること。
- 2 「審査対象事業年度」の欄は、次の例により記入すること。
 - (1) 12か月ごとに決算を完結した場合
 (例) 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの事業年度について申請する場合
 自平成15年04月 ～ 至平成16年03月
 - (2) 6か月ごとに決算を完結した場合
 (例) 平成15年10月1日から平成16年3月31日までの事業年度について申請する場合
 自平成15年04月 ～ 至平成16年03月
 - (3) 商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合
 (例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い平成15年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で平成16年3月31日に終了した事業年度について申請するとき
 自平成15年04月 ～ 至平成16年03月
 (例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が平成15年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により平成15年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
 自平成15年01月 ～ 至平成15年12月
 - (4) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合
 (例) 平成15年10月1日に会社を新たに設立した場合で平成16年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
 自平成15年10月 ～ 至平成16年03月
 - (5) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
 (例) 平成15年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（平成16年3月31日）より前の日（平成15年11月1日）に申請するとき
 自平成15年10月 ～ 至平成00年00月
- 3 「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄に記入した期間の直前の審査対象事業年度の期間を2の例により記入すること。
 ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度の完成工事高及び元請完成工事高について申請する場合にあつては、直前2年の各審査対象事業年度の期間を2の例により記入し、下欄に直前2年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入すること。
- 4 「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。

なお、「土木一式工事」について記入した場合においてはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。

「完成工事高」の欄は、 で記入した各審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度について申請する場合にあつては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記載すること。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記載すること。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	ほ装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事

070	屋 根 工 事	170	塗 装 工 事	280	清 掃 施 設 工 事
080	電 気 工 事	180	防 水 工 事		
090	管 工 事	190	内 装 仕 上 工 事		

- 5 「その他工事」の欄は、審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入すること。
- 6 「合計」の欄は、完成工事高においては、 及び に記入した完成工事高の合計を記入すること。同様に、元請完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入すること。
- 7 この表は審査対象建設業に係る4のコード表中の工事の種類4つごとに作成すること。この場合、「その他工事」及び「合計」は最後の用紙のみに記入すること。また、用紙ごとに、契約後VE（施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式をいう。以下同じ。）に係る工事の完成工事高について、契約後VEによる縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記入すること。
- 8 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、カラムに数字を記入するに当たっては、例えば 1, 2 3 4, 0 のように、百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。

[4] 工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高の記載例

1) 12ヶ月決算の場合

(例) 計算基準の区分において「2年平均」を選択した場合

審査基準日 平成19年9月30日

	完成工事高	元請完成工事高
平成18年10月～平成19年9月(12ヶ月)	5,000,000円、	3,000,000円(内)
平成17年10月～平成18年9月(12ヶ月)	7,000,000円、	5,000,000円(内)

項番 31	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 業年度又は前々審査対象事業年度		審査対象事業年度		計算基準の区分				
	自17年10月 至18年09月		自18年10月 至19年09月		1 (1.2年平均) 2.3年平均				
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度		年 月～ 年 月		審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度		年 月～ 年 月			
業種コード 3190		完成工事高(千円) 00007000		元請完成工事高(千円) 00005000		完成工事高(千円) 00005000		元請完成工事高(千円) 00003000	
工事の種類 内装仕上 工事		完成工事高計算表		元請完成工事高計算表					

(例) 計算基準の区分において「3年平均」を選択した場合

審査基準日 平成19年9月30日

	完成工事高	元請完成工事高
平成18年10月～平成19年9月(12ヶ月)	5,000,000円、	3,000,000円(内)
平成17年10月～平成18年9月(12ヶ月)	7,000,000円、	5,000,000円(内)
平成16年10月～平成17年9月(12ヶ月)	9,000,000円、	7,000,000円(内)

項番 31	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 業年度又は前々審査対象事業年度		審査対象事業年度		計算基準の区分				
	自18年10月 至18年09月		自18年10月 至19年09月		2 (1.2年平均) 2.3年平均				
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度		17年10月～18年09月		審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度		16年10月～17年09月			
業種コード 3190		完成工事高(千円) 00008000		元請完成工事高(千円) 00005000		完成工事高(千円) 00005000		元請完成工事高(千円) 00003000	
工事の種類 内装仕上 工事		完成工事高計算表		元請完成工事高計算表					

2) 組織変更を行った場合

審査基準日からさかのぼって2年以内又は3年以内に事業の同一性を失うことなく組織変更を行った沿革を有する者は、当該変更にかかわらず、変更前または変更後を通じた審査基準日の直前2年又は直前3年の各事業年度における完成工事高及び元請完成工事高を通算することができる。

(例) 特例有限会社 ⇒ 株式会社

3) 決算期を変更(決算期が12ヶ月に満たないした場合)

決算期を変更したため、審査基準日を含む決算期間が12ヶ月に満たない場合は、その前期(3年平均の場合は前々期)の完成工事高及び元請完成工事高と審査基準日を含む決算期の完成工事高及び元請完成工事高を合わせて24ヶ月(3年平均の場合は36ヶ月)になるように按分すること。

計算過程については、“余白”に記載すること。

(例) 計算基準の区分において「2年平均」を選択した場合

審査基準日 平成19年9月30日

	完成工事高	元請完成工事高
平成19年4月～平成19年9月(6ヶ月)	5,000,000円、	3,000,000円(内)
平成18年4月～平成19年3月(12ヶ月)	7,000,000円、	5,000,000円(内)
平成17年4月～平成18年3月(12ヶ月)	9,000,000円、	7,000,000円(内)

項番 3 1 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 自 18年10月 至 19年09月 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 18年04月～19年09月 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 17年10月～18年03月	審査対象事業年度 自 18年10月 至 19年09月 19年04月～19年09月 18年10月～19年03月	計算基準の区分 12 (1.2年平均) 2.3年平均
業種コード 3 2 1 9 0 完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 8 0 0 0 元請完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 6 0 0 0 工事の種類 完成工事高計算表 審査対象事業年度の前々年度 7,000×6/12=8,500 審査対象事業年度の前年度 8,000×6/12=4,500 審査対象事業年度の前々年度 9,000×6/12=4,500 審査対象事業年度の前々年度 8,000×6/12=4,000 内装仕上 工事	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前々年度 5,000×6/12=2,500 審査対象事業年度の前年度 7,000×6/12=8,500 審査対象事業年度の前々年度 7,000×6/12=8,500 審査対象事業年度の前々年度 6,000×6/12=8,000	完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 8 5 0 0 元請完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 5 5 0 0 $5,000 \times 6/12 = 5,000$ $7,000 \times 6/12 = 8,500$ $8,000 \times 6/12 = 8,000$ $5,000 \times 6/12 = 2,500$

(例) 計算基準の区分において「3年平均」を選択した場合

審査基準日 平成19年9月30日

	完成工事高	元請完成工事高
平成19年4月～平成19年9月(6ヶ月)	5,000,000円、	3,000,000円(内)
平成18年4月～平成18年3月(12ヶ月)	7,000,000円、	5,000,000円(内)
平成17年4月～平成17年3月(12ヶ月)	9,000,000円、	7,000,000円(内)
平成16年4月～平成16年3月(12ヶ月)	8,000,000円、	6,000,000円(内)

項番 3 1 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 自 18年10月 至 19年09月 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 18年04月～18年09月 17年10月～17年03月 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 17年04月～17年09月 16年10月～17年03月	審査対象事業年度 自 18年10月 至 19年09月 19年04月～19年09月 18年10月～19年03月	計算基準の区分 1 (1.2年平均) 2.3年平均
業種コード 3 2 1 9 0 完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 8 0 0 0 元請完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 6 0 0 0 工事の種類 完成工事高計算表 審査対象事業年度の前々年度 7,000×6/12=8,500 審査対象事業年度の前年度 8,000×6/12=4,500 審査対象事業年度の前々年度 9,000×6/12=4,500 審査対象事業年度の前々年度 8,000×6/12=4,000 内装仕上 工事	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前々年度 5,000×6/12=2,500 審査対象事業年度の前年度 7,000×6/12=8,500 審査対象事業年度の前々年度 7,000×6/12=8,500 審査対象事業年度の前々年度 6,000×6/12=8,000	完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 8 5 0 0 元請完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 5 5 0 0 $5,000 \times 6/12 = 5,000$ $7,000 \times 6/12 = 8,500$ $8,000 \times 6/12 = 8,000$ $5,000 \times 6/12 = 2,500$

注意事項

企業会計原則では、決算日変更は期間比較を困難ならしめ、利害関係者の判断を誤らしめることとなるため、「正当な理由」がない限り不可としている(継続性の原則)。

決算日変更を行う場合は、その理由、完成工事高の按分方法などを明確にしておくこと。

4) 新法人設立(決算期未到来)の場合

(例)平成20年2月新法人設立(決算期未到来)

項番 3 1 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 自 20年02月 至 20年02月 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 年月～年月 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 年月～年月	審査対象事業年度 自 20年02月 至 20年02月 年月～年月	計算基準の区分 1 (1.2年平均) 2.3年平均
業種コード 3 2 1 9 0 完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 元請完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 工事の種類 完成工事高計算表 審査対象事業年度の前々年度 審査対象事業年度の前年度 審査対象事業年度の前々年度 審査対象事業年度の前々年度 内装仕上 工事	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前々年度 審査対象事業年度の前年度 審査対象事業年度の前々年度 審査対象事業年度の前々年度	完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 元請完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

〔5〕建設業法施行規則別記様式第25の11 別紙3（20004帳票）

その他の審査項目(社会性等)

記載要領

- 1 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば のように右詰めで記入すること。
- 2 「雇用保険加入の有無」の欄は、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについての資格取得届を公共職業安定所の長に提出している場合は「1」を、提出していない場合は「2」を、従業員が1人もいないため雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 3 「健康保険及び厚生年金保険加入の有無」の欄は、従業員が健康保険及び厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての社会保険事務局長（健康保険にあつては、健康保険組合を含む。）に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、個人事業者で、かつ、従業員が4人以下であるため健康保険及び厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 4 「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 5 「退職一時金制度もしくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入すること。
 - (1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。
 - (2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
 - (3) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
 - (4) 厚生年金基金が設立されていること。
 - (5) 法人税法（昭和40年法律第34号）に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。
 - (6) 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に規定する確定給付企業年金が導入されていること。
 - (7) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に規定する企業型年金が導入されていること。
- 6 「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、(財)建設業福祉共済団、(社)建設業労災互助会、全国中小企業共済協同組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 7 「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。）を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。
- 8 「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 9 「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 10 「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 11 「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行っている場合は「1」を、会計参与の設置を行っている場合は「2」を、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験の合格者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。
- 12 「公認会計士等の数」及び 「二級登録経理試験合格者の数」の欄のうち、公認会計士等の数については、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験の合格者の人数の合計を記入すること。
- 13 「研究開発費（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（2期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

〔6〕建設業法施行規則別記様式第25の11 別紙2 (2005帳票)

技術職員名簿

記載要領

- この名簿は、 「審査基準日」に記入した日（以下「審査基準日」という。）において在籍する技術職員（第18条の3第2項第1号又は第2号に該当する者。以下同じ。）に該当する者全員について作成すること。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類は2までとする。
- で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば のように右詰めで記入すること。
- 「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が3枚目であれば 、12枚目であれば のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記入すること。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	ほ装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業		
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

- 「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて別表（四）及び別表（五）の分類に従い、該当するコードを記入すること。（P35～37の主な有資格区分コード表参照）
- 「講習受講」の欄は、法第15条第2号イに該当する者が、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であつて、法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記載すること。

〔7〕 主な有資格区分コード表（技術職員名簿）

コード	資格区分	資格取得後(001は指定学科卒業後)に必要な実務経験年数	級区分			加点となる建設業の種類	必要な確認書類			
			1級(5点)	2級(2点)	その他(1点)					
建設業法	001	法第7条第2号イ該当＝実務経験者	大学・短大・高専卒3年、高卒:5年 ※専門学校は該当しません。			○	実務経験のある業種	001及び002資格の技術職員名簿一覧表		
	002	法第7条第2号ロ該当＝実務経験者	10年			○				
	003	法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上) ＝大臣認定者				○	認定書記載の業種のみ	大臣認定書		
	004	法第15条第2号ヘ該当(同号ロと同等以上) ＝大臣認定者				○				
	111	1級建設機械施工技士			○		土とほ	合格証明書		
	212	2級建設機械施工技士(第1種～第6種)				○				
	113	1級土木施工管理技士			○					
	214	2級土木施工管理技士	種別	土木					○	
	215			鋼構造物塗装					○	
	216			薬液注入					○	
	120			1級建築施工管理技士					○	
	221	2級建築施工管理技士	種別	建築					○	建
	222			躯体					○	
	223			仕上げ					○	
	127	1級電気工事施工管理技士			○		電			
	228	2級電気工事施工管理技士				○				
	129	1級管工事施工管理技士			○		管			
	230	2級管工事施工管理技士				○				
	133	1級造園施工管理技士			○		園			
	234	2級造園施工管理技士				○				
建築士法	137	1級建築士				○	建大屋タ鋼内	免許証		
	238	2級建築士				○				
	239	木造建築士				○				
技術士法	141	建設・総合技術監理(建設)				○	土と電ほしゅ園	登録証※但し、142、146、148、151、153、154を選択する場合は日本技術士会発行の登録等証明書も添付すること。		
	※ 142	建設「鋼構造及びびコンクリート」・総合技術監理 (建設「鋼構造及びびコンクリート」)				○				
	143	農業「農業土木」・総合技術監理 (農業「農業土木」)				○				
	144	電気電子・総合技術監理(電気電子)				○				
	145	機械・総合技術監理(機械)				○				
	※ 146	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理 (機械「流体工学」又は「熱工学」)				○				
	147	上下水道・総合技術監理(上下水道)				○				
	※ 148	上下水道「上水道及び工業用水道」・ 総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)				○				
	149	水産「水産土木」・総合技術監理 (水産「水産土木」)				○				
	150	森林「林業」・総合技術監理 (森林「林業」)				○				
	※ 151	森林「森林土木」・総合技術監理 (森林「森林土木」)				○				
	152	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)				○				
	※ 153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理 (衛生工学「水質管理」)				○				
	※ 154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理 (衛生工学「廃棄物管理」)				○				
電気 工事士法	155	第1種電気工事士				○	電	免状		
	256	第2種電気工事士	3年			○				

	コード	資格区分	資格取得後(0 01は指定学科 卒業後)に必要な 実務経験年 数	級区分			加点となる 建設業の種類	必要な確認書類
				1 級 (5 点)	2 級 (2 点)	そ の 他 (1 点)		
電気事業法	258	電気主任技術者(第1種～第3種)	5年			○	電	免状
電気通信事業法	259	電気通信主任技術者	5年			○	通	免状
水道法	265	給水装置工事主任技術者	1年			○	管	免状
消防法	168	甲種消防設備士			○		消	免状
	169	乙種消防設備士			○			
職業能力 開発推進 法※職業 能力開発 促進法の 規定に係る 2級技術検 定の合格 後に必要な 実務経験 は、平成15 年以前の 合格者は1 年	171	建築大工(1級)			○		大	合格証書
	271	" (2級)	3年			○		
	172	左官(1級)			○		左	
	272	" (2級)	3年			○		
	173	とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工(1級)			○		と	
	273	" (2級)	3年			○		
	166	ウェルポイント施工(1級)			○			
	266	" (2級)	3年			○		
	174	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管(1級)			○		管	
	274	" (2級)	3年			○		
	175	給排水衛生設備配管(1級)			○			
	275	" (2級)	3年			○		
	176	配管・配管工(1級)			○			
	276	" (2級)	3年			○		
	177	タイル張り・タイル張り工(1級)			○		タ	
	277	" (2級)	3年			○		
	178	築炉・築炉工(1級)・れんが積み			○			
	278	" (2級)	3年			○		
	179	ブロック建築・ブロック建築工(1級)・ コンクリート積みブロック施工			○		石タ	
	279	" (2級)	3年			○		
	180	石工・石材施工・石積み(1級)			○		石	
	280	" (2級)	3年			○		
	181	鉄工・製罐(1級)			○		鋼	
	281	" (2級)	3年			○		
	182	鉄筋組立て・鉄筋施工(1級)			○		筋	
	282	" (2級)	3年			○		
183	工場板金(1級)			○		板		
283	" (2級)	3年			○			
184	板金「建築板金作業」・建築板金・ 板金工「建築板金作業」(1級)			○		屋板		
284	" (2級)	3年			○			
185	板金・板金工・打出し板金(1級)			○		板		
285	" (2級)	3年			○			
186	かわらぶき・スレート施工(1級)			○		屋		
286	" (2級)	3年			○			

コード	資格区分	資格取得後(001は指定学科卒業後)に必要な実務経験年数	級区分			加点となる建設業の種類	必要な確認書類
			1級(5点)	2級(2点)	その他(1点)		
187	ガラス施工(1級)			○		ガ	
287	〃 (2級)	3年			○		
188	塗装・木工塗装・木工塗装工(1級)			○		塗	
288	〃 (2級)	3年			○		
189	建築塗装・建築塗装工(1級)			○			
289	〃 (2級)	3年			○		
190	金属塗装・金属塗装工(1級)			○			
290	〃 (2級)	3年			○		
191	噴霧塗装(1級)			○			
291	〃 (2級)	3年			○		
167	路面標示施工			○			
192	畳製作・畳工(1級)			○			内
292	〃 (2級)	3年			○		
193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(1級)			○			
293	〃 (2級)	3年			○		
194	熱絶縁施工(1級)			○		絶	
294	〃 (2級)	3年			○		
195	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(1級)			○		具	
295	〃 (2級)	3年			○		
196	造園(1級)			○		園	
296	〃 (2級)	3年			○		
197	防水施工(1級)			○		防	
297	〃 (2級)	3年			○		
198	さく井(1級)			○		井	
298	〃 (2級)	3年			○		
061	地すべり防止工事	1年			○	と井	登録証
062	建築設備士	1年			○	電管	登録証
063	計装	1年			○		合格証書又は登録証
064	基幹技能者			3点加点		講習修了証記載の業種のみ	講習修了証
099	その他				○	実務経験のある業種	実務経験証明書

技術職員名簿順に合格書等(講習受講を選択した場合は合格証等・監理技術者証・講習修了証(平成16年2月29日以前に監理技術者証の交付を受けている場合は不必要)の順)で提出をすること。

合格証等が適切に添付されていない場合は、再提出をする場合もあり。

有資格区分コード001・002を選択する場合は、「001及び002資格の技術職員名簿一覧表」の作成をすること。

必要に応じて、卒業証明書及び実務経験証明書(様式第9号)等を追加で求める場合あり。

技術職員は雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者をいうため、労務者・アルバイト・パート・嘱託等は技術職員名簿に記載してはならない。

「講習受講」の加点対象者は、1級国家資格者相当(法第15条第2号イに該当する者)の監理技術者であり、表の1級(5点)の資格者のみ該当。

それ以外(2級及びその他)の監理技術者の方は加点されない。

〔8〕建設業法施行規則別記様式第2号

工事経歴書

記載要領

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。
記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。
- (1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合
 - ① 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあつては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
 - ② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
 - ③ さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- (2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合
主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行った工事について「JV」と記載すること。
- 7 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。
- 8 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 9 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

（一）	（二）	（三）
土木一式工事	プレストレスト コンクリート工事	PC
とび・土工・ コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 10 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 11 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

2.確認書類一覧表（国土交通大臣許可業者用）

		確認書類 ※全て写し(コピー)	備考	
必須 確認 書類	①	審査対象事業年度 ・消費税確定申告書の控え及び添付書類(付表2) ・消費税納税証明書(その1)		
	②	審査対象事業年度 工事経歴書(様式第2号)に記載されている工事に係る工事請負契約書又は注文書及び請書 ※記載順に上位から10件 10件に満たない場合は全て	※契約書等の右上余白部分に工事経歴書記載の順に番号を記入下さい 例)土木一式(工事経歴書)3番目に記載の契約書等「土-3」と記入	
	③	直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第3号) ※完成工事高の計算基準の区分に合わせて2期又は3期分	税抜き表示のもの	
	④	法人税申告書別表(別表十六(一)及び(二)他)並びに貸借対照表(様式第15号)及び損益計算書(様式第16号) ※2期分 但し、経営状況分析結果通知書に“参考値”が記載されている場合は省略可ですが、 [項番17]自己資本額において、2期平均を選択している場合には、前期分の貸借対照表(様式第15号)が必要となります	貸借対照表及び損益計算書については、建設業法施行規則で定められた書式以外は不可	
	⑤	技術職員及び公認会計士等(15)に計上している方の常勤性の証明 以下の資料の“いずれか” ①健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬の決定を通知する書面 ②住民税特別徴収税額を通知する書面	審査基準日を含む期間のもの	
	⑥	技術職員の資格等の証明 技術職員名簿に記載されている職員に係る検定若しくは試験の合格証その他の当該職員が有する資格を証明する書面 ①合格証等 ②001及び002資格の技術職員名簿一覧表 ③監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証 ※監理技術者資格者証等で資格が確認できれば合格証等を添付しなくても可	技術職員名簿の記載順に合格証等を添付すること (1人の技術者毎に合格証等、監理技術者資格者証、講習修了証の順にセット)	
		項番	書類名等	備考
任意 確認 書類	その他の 審査項目(社会性等)の 項番に該当する場合のみ必要	⑦	[項番41] 雇用保険加入 ①労働保険概算・確定保険料申告書の控え ②①により申告した保険料の納入に係る領収済通知書	審査基準日を含む期間のもの
		⑧	[項番42] 健康保険及び厚生年金保険加入 以下の資料の“いずれか” ①健康保険及び厚生年金保険料の納入に係る領収証書 ②納入証明書	審査基準日を含む期間のもの
		⑨	[項番43] 建設業退職金共済制度加入 建設業退職金共済事業加入・履行証明書(経営事項審査申請用)	審査基準日に加入していることが証明できるもの
		⑩	[項番44] 退職一時金制度若しくは 企業年金制度導入 退職一時金 以下の資料(①～⑦)の“いずれか” ①中小企業退職金共済制度への加入を証明する書面 ②特定退職金共済団体制度への加入を証明する書面 ③労働基準監督長印のある就業規則又は労働協約 企業年金 ④厚生年金基金への加入を証明する書面 ⑤適格退職年金契約書、確定拠出年金運営管理機関の発行する確定拠出年金への加入を証明する書面 ⑥確定給付企業年金の企業年金基金の発行する企業年金基金への加入を証明する書面 ⑦資産管理運用機関との間の契約書	審査基準日に導入していることが証明できるもの
		⑪	[項番45] 法定外労働災害補償制度加入 以下の資料(①～④)の“いずれか” ①(財)建設業福祉共済団への加入を証明する書面 ②(社)全国建設業労災互助会への加入を証明する書面 ③全国中小企業共済協同組合連合会又は(社)全国労働保険事務組合連合会への加入を証明する書面 ④労働災害総合保険若しくは準記名式の普通傷害保険の保険証券又は加入を証明する書面 ※次の要件の全てを満たすものでなければ評価の対象とはなりません ア.業務災害のほか、通勤災害担保があること イ.死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までを補償していること ウ.直接の使用関係にある職員及び下請負人(数次の請負による場合にあつては下請負人のすべて)の直接の使用関係にある職員のすべてを対象としていること エ.当該工事が行うすべての工事(共同企業体及び海外工事は除く)を補償していること	審査基準日に加入していることが証明できるもの
		⑫	[項番47] 防災協定の締結 以下の資料の“いずれか” ①国、特殊法人等又は地方公共団体と締結している防災協定書 ②申請者加入の団体等が国、特殊法人等又は地方公共団体と締結している場合は、加入証明書及び活動内容が確認できるもの(協定書・活動計画書等)	審査基準日時点で有効な協定に限る
		⑬	[項番48・49] 法令遵守の状況 営業停止命令書若しくは指示書	建設業法28条に基づく処分です 発注者が行う指名停止等措置は 該当しません
		⑭	[項番50] 監査の受審状況 1.会計監査人の設置・ 2.会計参与の設置・ 3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出 1:有価証券報告書若しくは監査証明書 2:会計参与報告書 3:建設業の経理実務の責任者(社内常勤)のうち公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者並びに登録経理試験に合格した者のいずれかに該当する者が「経理処理の適正を確認した旨の書類」に自ら署名を付したものの	
		⑮	[項番51・52] 公認会計士等の数 合格証等	⑤の常勤性の証明も必要です
		⑯	[項番53] 研究開発費の状況 注記表(様式第17号の2) ※2期分	建設業法施行規則で定められた書式以外は不可

※必要に応じて、これらの資料に加えて追加資料の提出等を求める場合があります。

※「確認書類」は返却致しませんので、原本ではなく必ず写し(コピー等)を提出して下さい。

3. 「確認書類」の作成にあたって

国土交通大臣許可業者については、経営事項審査に係る「経営規模等評価」を申請する際は、申請書等(経営規模等評価申請書、別紙一、別紙二及び別紙三他)、添付書類(工事経歴書)と併せて『確認書類』を提出すること。

※『確認書類』の種類等については、関東地方整備局管内の国土交通大臣許可業者を対象にしたものであり、各都県知事許可業者の方は、当該各都県の担当部局へ確認すること。

『確認書類』は全部で16種類に分類(申請内容によっては提出する必要のない書類もあるが、必要に応じてこれらの資料に加えて追加資料の提出を求める場合もある)。

いずれも申請内容を確認するにあたって必要となる書類のため、提出漏れのないよう注意すること。

なお、『確認書類』の準備・提出にあたっては、以下の点に留意すること。

また、以下で説明する『確認書類』については原則返却しないため、必ずコピー等したものを提出すること。

*『確認書類』については、「経営事項審査結果通知書」の発行日翌日から40日を経過した日以後に、関東地方整備局において「溶解処理」を行う。

〔1〕確認書類①

消費税確定申告書の控え及び添付書類(付表2)並びに消費税納税証明書(その1)

(留意事項)

確定申告書の控えについて

- ・確定申告書の申告者控えで税務署の受付印のあるもの。
- ・e-Taxを利用した申告を行っている場合は、「送信データ受付のメッセージ」(提出先、利用者識別番号、受付日時、税目等が確認できるもの)を印刷したもの。

消費税納税証明書(その1)について

- ・審査基準日を含む審査対象事業年度のもので、発行後3ヶ月以内のもの。
- ・電子納税証明書の場合については、電子証明書を印刷したもの。
- ・免税事業者については不要。

〔2〕確認書類②

工事経歴書(様式第2号)に記載されている工事に係る工事請負契約書又は注文書及び請書

(留意事項)

- ・工事経歴書に記載されている工事のうち、元請・下請の区別なく上から記載順に10件の工事に関する契約書等を提出すること(経営事項審査の際に提出する「工事経歴書」(様式第2号)の記載方法は「P16～18 工事経歴書の作成について」を参照)。
- ・契約書等は、業種ごとに、工事経歴書に記載されている順番に揃えて提出すること。
- ・工事経歴書に記載する工事は、各業種ごとに、総請負代金額の7割を超えるところまで記載することとなっているが、「請け負った総工事件数は10件以上あるが、工事経歴書に記載する件数は10件に満たない」という場合もあり得る。このような場合は、総工事件数が10件以上あっても、**工事経歴書に記載されている工事に関する契約書等のみを提出すること。**
- ・当初契約の締結後において、請負代金又は工期に係る変更契約が別途締結されている場合は、当該変更契約書もあわせて提出すること。
- ・契約書等については、「工事名称」、「工事場所」、「工期」、「請負代金額」、「契約締結日」、「発注者名」及び「請負者名」が記載されている部分を提出すること(これら以外の項目のみが記載されている書面については、提出を要しない)。
- ・注文書及び請書の場合は、注文書と請書を一对(両方)として提出すること。
- ・電子商取引(電子契約)を適用している工事については、上記各項目(工事名称等)が確認できる部分をプリントアウトして提出すること。

－ 要注意 －

契約書等写しについては、「契約書等右上の余白部分」に業種、番号(工事経歴書記載順の番号)を記入すること。
例) 土木一式工事の工事経歴書の5番目に記載した契約書等 「土-5」と記入

〔3〕確認書類③

直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第3号)

※完成工事高の計算基準に合わせて2期又は3期分

(留意事項)

- ・完成工事高の計算基準の区分に合わせて事業年度の2期又は3期分を提出すること。
- ※直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式3号)には、3期分、各許可業種毎に「元請」「下請」の別まで詳細に記入すること。

〔4〕確認書類④

法人税確定申告書(別表十六(一)及び(二)他)並びに貸借対照表(様式第15号)及び損益計算書(様式第16号)

(留意事項)

- ・貸借対照表及び損益計算書並びに法人税法確定申告書(別表十六(一)及び(二)他)については、審査対象事業年度及び前審査対象事業年度の2カ年分を提出すること。
- ・経営事項審査の減価償却実施額については、法人税法確定申告書別表十六(一)、(二)に記載されている当期償却額と同法別表十六(四)、(六)、(七)、(八)に記載されている償却額のうち、貸借対照表に「固定資産」として記載され、かつ「減価償却費」として費用計上されているものを計上すること。
- 従って、上記記載のとおり、法人税法確定申告書別表十六(一)及び(二)とは別に、同別表十六(四)、(六)、(七)、(八)で減価償却実施額を計上している場合には、それらも提出すること。
- ※減価償却実施額の計上については、以下の考え方によるものとする。
- 単体分の法人税申告書別表十六(一)、(二)に記載されている当期償却額と、別表十六(四)、(六)、(七)、(八)に記載されている償却額のうち、貸借対照表に「固定資産」として記載され、かつ「減価償却費」とし費用計上されているものを計上すること。

※経営状況分析結果通知書に「参考値」が記載されている場合は上記確認資料④は省略できるが、【項番17】自己資本額において、2期平均を選択している場合には、前期審査対象事業年度分の貸借対照表(様式第15号)が必要。
(決算期等変更して換算処理をしている場合は、参考値が掲載されていても確認書類④を提出すること)

〔5〕確認書類⑤

技術職員及び公認会計士等(⑮)に計上している方の常勤性の証明

以下に掲げる資料のうち、いずれか1つ

①健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬の決定を通知する書面

②住民税特別徴収税額を通知する書面

(留意事項)

- ・①及び②のいずれの場合も、「技術職員名簿」(別紙2)に記載されている方及び「その他の審査項目(社会性等)」(別紙3)の公認会計士等数に計上されている方に関する記載がある職員等の部分のみを提出すること。
- ※必要ない職員等の情報は、「黒く塗りつぶす」等の措置を行い表示しないこと。
- ・それぞれの通知に関する算定基準日以降に入社した等の理由で、当該通知書に氏名の記載がない方については、その方に関する届出等の書面を提出すること(例:社会保険に係る「標準報酬決定」の基準日である7月1日より後に入社された方については、社会保険に係る「被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」など)。
- ※健康保険及び厚生年金保険を別々に加入されている場合は、どちらか一方を提出すること。
- ・組合管掌健康保険の場合、当該保険組合の理事長による被保険者一括証明について、上記①又は②の代替書類として取扱うこととする。
- ・後期高齢者医療制度対象者の常勤性の確認に必要な書類等については、申請前に関東地方整備局建設産業第一課調査指導係(P20参照)まで確認すること。
- ・出向者の常勤性について
出向先で常勤であれば、出向先の職員として評価の対象となる(出向元では、評価の対象にはならない)。
確認書類として、出向協定書又は出向証明書のいずれかの書類を提出すること。
出向協定書・出向証明書には、最低限次の内容が定められていることが必要となる。
 - i) 出向期間(最低でも1年以上)
 - ii) 出向者の身分保障及び指揮監督権について
 - iii) 出向者への給与支払い及び社会保険料負担、出向料について出向証明書については、出向元が証明すること。
- ※ すべて、審査基準日の直前に発行、作成されたものを提出すること。

－要注意－

「技術職員名簿」に記載されている番号を、上記確認書類⑤の通知書(標準報酬決定通知書等)の氏名余白部分に以下の例のように記載すること。

例) 技術職員名簿「2頁」「通番3」の方の場合 “2-3”と記入公認会計士等の場合 “経理”と記入

[6]確認書類⑥

技術職員の資格等の証明

技術職員名簿(別紙2)に記載されている職員に係る検定若しくは試験の合格証その他の当該職員が有する資格を証明する書面

(留意事項)

- 建設業法に基づく技術検定、又はその他の法令に基づく試験等の合格者については、合格証の写しを提出すること

※監理技術者資格者証等により、取得している資格が確認できれば合格証等の添付は省略可。

※平成20年4月1日より、新たに基幹技能者が加対象に加りましたが、基幹技能者として加点されるためには、建設業法施行規則で新たに設けられた登録基幹技能者講習実施機関で実施された講習を終了した者に限る。

よって、各建設専門工事業団体等で実施している認定講習を受講し取得した資格では、加対象とはならない。

- 実務経験を有するとして、技術職員名簿に以下の有資格コード001及び002を記載されている方については、「001及び002資格の技術職員名簿一覧表」を別途作成すること。

1)	建設業法第7条第2号イ該当 (有資格区分コード「001」の方)
2)	建設業法第7条第2号ロ該当 (有資格区分コード「002」の方)

※一覧表作成については、P15 「001及び002資格の技術職員名簿一覧表」記入例を参照。

- 技術職員名簿の講習受講欄に「1」を記載されている方については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを提出すること。

※平成20年4月1日より、新たに加対象となった監理技術者講習受講者については、

- 建設業法第15条第2号イに該当(1級国家資格者相当)していること。
- 監理技術者資格者証の交付を受けていること。
- 建設業法第26条の4から6の規定による講習(監理技術者講習)を当期事業年度開始日の直前5年以内に受講していること。

上記の全ての要件を満たして初めて加対象となる。

- 申請にあたっては、それら全てが確認出来る資料(具体的には、資格を証明する書面等、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し)を提出すること。なお、平成16年2月29日以前に交付された資格者証については、当該資格者証のみをもってii)及びiii)の要件を満たしているものとみなすこととする(ただし、資格者証の交付日がiii)に記載の5年要件に該当している場合に限る)。

- 合格証等は、資格名称、資格取得日、氏名、生年月日が確認できる程度であれば、縮小コピーも可とする。(例えば、2つの証書をA4縦用紙1枚に縮小コピーしてまとめるなど)

－要注意－

合格証等の写しについても、技術職員名簿の順番に①合格証、②監理技術者資格者証、③監理技術者講習修了証の順番に揃えて提出すること。

※1人の技術者毎に①～③をセットで揃えること。

[7]確認書類⑦

雇用保険加入

「労働保険 概算・確定保険料申告書」及びこれにより申告した保険料納入に係る領収済通知書

(留意事項)

- 別紙3「その他の審査項目(社会性等)」の項番41「労働福祉の状況」において「雇用保険加入の有無」を「無」として申請されている場合は、提出は不要。

- この確認書類は、雇用保険への加入状況を確認するための書類となるので、『雇用保険』に関する申告書及び領収済通知書を提出すること。

- 審査基準日を含む年度の概算保険料又は確定保険料を納付したことを証するものが必要。

従って、一括で支払いしている方は申告書及び第一期の領収書、3回に分けて支払いしている方は、最低1期(以下の時点の領収書)を提出すること。

審査基準日[決算日]:4月1日～7月31日までの方は、第1期分

審査基準日[決算日]:8月1日～11月30日までの方は、第2期分

審査基準日[決算日]:12月1日～3月31日までの方は、第3期分

*『雇用保険』は、労災保険とあわせて「労働保険」と総称されており、申告書の名称も「労働保険～」となっているが、建設業者の場合は、申告と保険料の納付を「雇用保険」分と「労災保険」分とを区別して行うこととなっている(一部例外もある)ので、このうちの「雇用保険」に関する書類を提出すること。

〔8〕確認書類⑧

健康保険及び厚生年金保険加入

以下に掲げる資料のうち、いずれか1つ

- ①健康保険及び厚生年金保険の保険料納入に係る「領収証書」
- ②健康保険及び厚生年金保険の保険料納入に係る「納入証明書」

(留意事項)

- ・別紙3「その他の審査項目(社会性等)」の項番42「労働福祉の状況」において「健康保険及び厚生年金保険加入の有無」を「無」として申請されている場合は、提出は不要。
- ・「領収証書」については、**審査基準日を含む月に係る保険料納入に関する領収証書を提出**すること。
(例:審査基準日が3/31の場合は、3月分の保険料納入に係る領収証書)
- ・健康保険の被保険者となるべき従業員が承認を受けて全国土木建築国民健康保険等の国民健康保険に加入している場合において、健康保険は適用除外であるが、厚生年金保険には加入しなければならないときは、申請書には厚生年金保険の加入の有無をもって有又は無と記載することとなる。

〔9〕確認書類⑨

建設業退職金共済制度加入

建設業退職金共済事業 加入・履行証明書(経営事項審査用)

(留意事項)

- ・別紙3「その他の審査項目(社会性等)」項番43、「労働福祉の状況」において「建設業退職金共済制度加入の有無」を「無」として申請されている場合は、提出は不要。
- ・確認書類については、勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部(「建設業退職金教唆事業本部」)又は、建設業退職金共済事業本部の各都道府県支部の発行する加入・履行証明(経営事項審査用)を提出すること。

〔10〕確認書類⑩

退職一時金制度若しくは企業年金制度加入

導入している制度内容に対応する書類として、次に掲げる資料①～⑦のうち、いずれか1つ

[退職一時金制度に関する資料]

- ① 中小企業退職金共済制度への加入を証明する書面
- ② 特定退職金共済団体制度への加入を証明する書面
- ③ 就業規則(労働基準監督署長の印のあるもの)又は労働協約写し

[企業年金制度に関する資料]

- ④ 厚生年金基金への加入を証明する書面
- ⑤ 適格退職年金契約書、確定拠出年金運営管理機関の発行する確定拠出年金への加入を証明する書面
- ⑥ 確定給付企業年金の企業年金基金の発行する企業年金基金への加入を証明する書面
- ⑦ 資産管理運用機関との間の契約書

(留意事項)

- ・別紙3「その他の審査項目(社会性等)」項番44「労働福祉の状況」において「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」を「無」として申請されている場合は、提出は不要。
- ・退職一時金制度と企業年金制度の導入については、1つの評価項目に統合されたので、いずれかの確認書類のみ提出すること。
- ・加入を証明する書面等については、審査基準日時点において、当該制度に加入していることが証明できるものとする。
- ・この「確認書類」は、退職一時金制度を導入しているとして申請された建設業者について、その制度の内容及び導入実態を確認するための書類となるので、「就業規則」又は「労働協約」で退職金に関する規定を網羅しているとして上記③の書類を提出される場合は、必ず**退職金に関する規定部分を含めて提出すること**(「就業規則」若しくは「労働協約」の有無を確認するものではなく、あくまでも、規則や協約の中で退職金に関する規定が整備されているか否かを確認するための書類となる)。
- ・「中小企業退職金共済制度」(上記①)に加入している建設業者のうち、独立行政法人勤労者退職金共済機構との間で締結されている退職金共済契約が「**特定業種退職金共済制度**」である場合は、**評価対象外**となる。

＊退職一時金制度の対象としては、中小企業退職金共済に加入している場合に準じて、期間雇用に係る労働者、試用期間中の労働者その他これらに類する者を除き、原則として、「建設業に従事するすべての従業員」を対象とするものである。

「中小企業退職金共済制度」には『中小企業退職金共済制度』(中退共制度)と『特定業種退職金共済制度』の2種類がある。このうちの『中小企業退職金共済制度』に加入している場合が、経営規模等評価における「退職一時金制度」の導入「有」となる。

〔11〕確認書類⑩

法定外労働災害補償制度加入

加入を証明する資料等で、加入先(契約相手方)が以下の①から④のうち、いずれか1つ

- ① (財)建設業福祉共済団
- ② (社)全国建設業労災互助会
- ③ 全国中小企業共済協同組合連合会又は(社)全国労働保険事務組合連合会
- ④ 労働災害総合保険若しくは準記名式の普通傷害保険の保険証券

(留意事項)

- ・別紙3「その他の審査項目(社会性等)」項番45「労働福祉の状況」において「法定外労働災害補償制度加入の有無」を「無」として申請されている場合は、提出は不要。
- ・「審査基準日を含む月が保険期間(若しくは補償期間)となっているもの」の加入証明書又は保険証券を提出すること。
- ・「次の要件のすべてを満たすものでなければ評価対象とはならない」ので、提出していただく加入証明書又は保険証券は、次の要件が充足されていることが確認できる部分も含めて提出すること。
 - ア. 業務災害と通勤(出退勤)災害のいずれもが対象となっていること。
 - イ. 死亡及び労働災害補償保険の傷害等級第1級から第7級までを補償していること。
 - ウ. 直接使用関係にある職員及び下請負人(数次の請負による場合にあつては下請負人のすべて)の直接の使用関係にある職員のすべてを対象としていること。
 - エ. 当該申請者が施工する全ての工事(共同企業体及び海外工事は除く)を補償していること。

〔12〕確認書類⑪

防災協定の締結

協定締結を証明する以下の資料のうち、いずれか1つ

- ①申請者が国、特殊法人等又は地方公共団体と直接防災協定等を締結している場合、「防災協定書」のみ
- ②申請者加入の団体等が、国、特殊法人等又は地方公共団体との間に防災協定を締結している場合、以下ア及びイ(両方)
 - ア 当該団体等の加入証明書等
当該団体等に加入し、申請者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類等(防災活動計画書等)も必要です。
 - イ 当該団体等が、国、特殊法人等又は、地方公共団体と締結している防災協定書

(留意事項)

- ・別紙3「その他の審査項目(社会性等)」項番47「防災活動への貢献の状況」において「防災協定の締結の有無」を「無」として申請されている場合は、提出は不要。
- ・「特殊法人等」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)」第2条第1項(詳細については、同法施行令第1条を参照)に規定する特殊法人等をいう。

〔13〕確認書類⑫

法令遵守の状況

営業停止命令書若しくは指示書

(留意事項)

- ・別紙3「その他の審査項目(社会性等)」項番48・49「法令遵守の状況」において「営業停止処分の有無」及び「指示処分の有無」を「無」として申請されている場合は、提出は不要。
- ・「営業停止処分」及び「指示処分」は、建設業法第28条に基づく監督処分であり、「行政指導(勧告等)」及び発注者が行う「指名停止等措置」は該当しない(審査基準日直前の一年間の状況)。

〔14〕確認書類⑬

監査の受審状況

監査の受審を証明する書類として、以下の①～③掲げる書類のうちいずれか1つ

- ① 有価証券報告書若しくは監査証明書
- ② 会計参与報告書の写し
- ③ 建設業の経理事務の責任者のうち公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者並びに1級

建設業経理事務士のいずれかに該当する者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自ら署名を付したもの

(留意事項)

- ・①の書類については、無限定適正意見又は限定付適正意見が付されているもの以外については、加点対象とはならない。
 - ・③の書類については、【項番 51】に計上した常勤の職員で資格を有する者の署名に限る(2級建設業経理事務士の署名では加点対象とはならない)。
- なお、署名の様式は P46(様式第2号 経理処理の適正を確認した旨の書類)を参照。

[15]確認書類⑮

**公認会計士等の数及び二級登録経理試験合格者の数
合格証等資格を証明する書面**

(留意事項)

- ・該当する者がいない場合は、提出は不要。
- ・建設業経理事務士検定試験の合格者のうち、経営規模等評価において評価対象となるのは1級と2級の合格者のみとなる。
- ・資格を証明する書類に加えて確認書類⑤の常勤性を確認する書類も提出すること。

[16]確認書類⑯

**研究開発の状況
様式第十七号の二による注記表(2期分)**

(留意事項)

- ・別紙3「その他の審査項目(社会性等)」項番 53「研究開発の状況」において「研究開発費の計上」が「無し」として申請されている場合は、提出は不要。
- 研究開発費の額が加点対象となるのは、**会計監査人設置会社に限定**されている。
- また、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付き適正意見を表明している場合に限る。

経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号の規定に基づく確認を行うため、
.....の平成 年 月 日から平成 年 月 日までの
第 期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等
変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の
基準その他の企業会計の慣行をしん酌され作成されたものであること及び別添の会計処理
に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確認しました。

商号又は名称
所属・役職

氏 名

印

以上

別添

建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目

項目	内容
全体	<p>前期と比較し概ね20%以上増減している科目についての内容を検証する。特に次の科目については、詳細に検証し不適切なものが含まれていないことを確認した。</p> <p>受取手形、完成工事未収入金等の営業債権 未成工事支出金等の棚卸資産 貸付金等の金銭債権 借入金等の金銭債務 完成工事高、兼業事業売上高 完成工事原価、兼業事業売上原価 支払利息等の金融費用</p>
預貯金	<p>残高証明書又は預金通帳等により残高を確認している。</p>
金銭債権	<p>営業上の債権のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。</p>
	<p>営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年以内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。</p>
	<p>受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。</p>
貸倒損失 貸倒引当金	<p>法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。</p>
	<p>取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。</p>
	<p>貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算上区分して表示している。</p>
有価証券	<p>有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。</p>
	<p>売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としている。</p>
	<p>市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理している。</p>
	<p>時価が取得価額より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券(売買目的有価証券を除く。)を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。</p>

	その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理している。
棚卸資産	原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得原価より著しく低く、かつ、将来回復の見込みがないものがある場合、これを時価で評価している。
未成工事支出金	発注者に生じた特別の事由により施工を中断している工事で代金回収が見込めないものがある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
	施工に着手したものの、契約上の重要な問題等が発生したため代金回収が見込めない工事がある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
経過勘定等	前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理している。
	立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なもの又は当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理している。
固定資産	減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っている。
	適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し、修正額を特別損失に計上している。
	予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしている。
	使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、相当の減額の可能性について検討している。
	研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理している。
	研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上している。
	遊休中の固定資産及び投資目的で保有している固定資産で、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	時価のあるゴルフ会員権につき、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	投資目的で保有している固定資産がある場合、これを有形固定資産から控除し、投資その他の資産に計上している。
繰延資産	資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を適正に行っている。
	税法固有の繰延資産がある場合、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却を行っている。
金銭債務	金銭債務は網羅的に計上し、債務額を付している。

	<p>営業上の債務のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示している。</p> <p>借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に到来しないものがある場合、これを固定負債の部に表示している。</p>
未成工事受入金	引渡前の工事に係る前受金を受領している場合、未成工事受入金として処理し、完成工事高を計上していない。ただし、工事進行基準による完成工事高の計上により減額処理されたものを除く。
引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
退職給付債務 退職給付引当金	確定給付型退職給付制度(退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金)を採用している場合、退職給付引当金を計上している。
	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合、毎期の掛金を費用処理している。
その他の引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
法人税等	法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上している。
	法人税等の未払額がある場合、これを流動負債に計上している。
	期中において中間納付した法人税等がある場合、これを資産から控除し、損益計算書に表示している。
消費税	決算日における未払消費税等(未収消費税等)がある場合、未払金(未収入金)又は未払消費税等(未収消費税等)として表示している。
税効果会計	繰延税金資産を計上している場合、厳格かつ慎重に回収可能性を検討している。
	繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳等を注記している。

	る。
	過去3年以上連続して欠損金が計上されている場合、繰延税金資産を計上していない。
純資産	純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分している。
収益・費用の計上(全般)	収益及び費用については、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上している。
	原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識している。
工事収益・工事原価	適正な工事収益計上基準(工事完成基準、工事進行基準、部分完成基準等)に従っており、工事収益を恣意的に計上していない。
	引渡の日として合理的であると認められる日(作業を終了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等)を設定し、その時点において継続的に工事収益を計上している。
	建設業に係る収益・費用と建設業以外の兼業事業の収益・費用を区分して計上している。ただし、兼業事業売上が軽微な場合を除く。
	工事原価の範囲・内容を明確に規定し、一般管理費や営業外費用と峻別のうえ適正に処理している。
工事進行基準	工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を定め、これに該当する工事については、工事進行基準により継続的に工事収益を計上している。
	工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を注記している。
	実行予算等に基づく、適正な見積り工事原価を算定している。
	工事原価計算の手続きを経た発生工事原価を把握し、これに基づき合理的な工事進捗率を算定している。
	工事収益に見合う金銭債務「未成工事受入金」を減額し、これと計上した工事収益との減額がある場合、「完成工事未収入金」を計上している。
受取利息配当金	協同組合から支払いを受ける事業分量配当金がある場合、これを受取利息配当金として計上していない。
支払利息	有利子負債が計上されている場合、支払利息を計上している。
JV	共同施工方式のJVに係る資産・負債・収益・費用につき、自社の出資割合に応じた金額のみを計上し、JV全体の資産・負債・収益・費用等、他の割合による金額を計上していない。
	分担施工方式のJVに係る収益につき、契約金額等の自社の施工割合に応じた金額を計上し、JV全体の施工金額等、他の金額を計上していない。

	JVを代表して自社が実際に支払った金額と協定原価とが異なることに起因する利益は、当期の収益または未成工事支出金のマイナスとして処理している。
個別注記表	<p>重要な会計方針に係る事項について注記している。</p> <p>資産の評価基準及び評価方法</p> <p>固定資産の減価償却の方法</p> <p>引当金の計上基準</p> <p>収益及び費用の計上基準</p>
	会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記している。
	当期において会計方針の変更等があった場合、その内容及び影響額を注記している。

4 総合評定値(P)の計算方法

$$\text{総合評定値(P)} = 0.25(X_1) + 0.15(X_2) + 0.20(Y) + 0.25(Z) + 0.15(W)$$

※小数点以下の端数がある場合は、これを四捨五入する。

〔1〕 X₁ (工事種別年間平均完成工事高)

■許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高の評点

▼X₁の評点は、許可を受けた建設業の種類毎の直前2年又は直前3年の年間平均完成工事高を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼ただし、建設業の種類毎に直前2年又は直前3年の年間平均完成工事高を選択することはできず、すべて同一の方法によらなければならない。

(表1)

区分	許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別 年間平均完成工事高	評点
(1)	1,000億円以上	2268
(2)	800億円以上 1,000億円未満	112 × (年間平均完成工事高) ÷ 20,000,000 + 1,708
(3)	600億円以上 800億円未満	99 × (年間平均完成工事高) ÷ 20,000,000 + 1,760
(4)	500億円以上 600億円未満	86 × (年間平均完成工事高) ÷ 10,000,000 + 1,541
(5)	400億円以上 500億円未満	88 × (年間平均完成工事高) ÷ 10,000,000 + 1,531
(6)	300億円以上 400億円未満	87 × (年間平均完成工事高) ÷ 10,000,000 + 1,535
(7)	250億円以上 300億円未満	74 × (年間平均完成工事高) ÷ 5,000,000 + 1,352
(8)	200億円以上 250億円未満	74 × (年間平均完成工事高) ÷ 5,000,000 + 1,352
(9)	150億円以上 200億円未満	75 × (年間平均完成工事高) ÷ 5,000,000 + 1,348
(10)	120億円以上 150億円未満	63 × (年間平均完成工事高) ÷ 3,000,000 + 1,258
(11)	100億円以上 120億円未満	61 × (年間平均完成工事高) ÷ 2,000,000 + 1,144
(12)	80億円以上 100億円未満	63 × (年間平均完成工事高) ÷ 2,000,000 + 1,134
(13)	60億円以上 80億円未満	49 × (年間平均完成工事高) ÷ 2,000,000 + 1,190
(14)	50億円以上 60億円未満	50 × (年間平均完成工事高) ÷ 1,000,000 + 1,037
(15)	40億円以上 50億円未満	50 × (年間平均完成工事高) ÷ 1,000,000 + 1,037
(16)	30億円以上 40億円未満	49 × (年間平均完成工事高) ÷ 1,000,000 + 1,041
(17)	25億円以上 30億円未満	50 × (年間平均完成工事高) ÷ 500,000 + 888
(18)	20億円以上 25億円未満	38 × (年間平均完成工事高) ÷ 500,000 + 948
(19)	15億円以上 20億円未満	36 × (年間平均完成工事高) ÷ 500,000 + 956
(20)	12億円以上 15億円未満	37 × (年間平均完成工事高) ÷ 300,000 + 879
(21)	10億円以上 12億円未満	38 × (年間平均完成工事高) ÷ 200,000 + 799
(22)	8億円以上 10億円未満	38 × (年間平均完成工事高) ÷ 200,000 + 799
(23)	6億円以上 8億円未満	24 × (年間平均完成工事高) ÷ 200,000 + 855
(24)	5億円以上 6億円未満	25 × (年間平均完成工事高) ÷ 100,000 + 777
(25)	4億円以上 5億円未満	33 × (年間平均完成工事高) ÷ 100,000 + 737
(26)	3億円以上 4億円未満	41 × (年間平均完成工事高) ÷ 100,000 + 705
(27)	2億5,000万円以上 3億円未満	24 × (年間平均完成工事高) ÷ 50,000 + 684
(28)	2億円以上 2億5,000万円未満	28 × (年間平均完成工事高) ÷ 50,000 + 664
(29)	1億5,000万円以上 2億円未満	33 × (年間平均完成工事高) ÷ 50,000 + 644
(30)	1億2,000万円以上 1億5,000万円未満	25 × (年間平均完成工事高) ÷ 30,000 + 618
(31)	1億円以上 1億2,000万円未満	19 × (年間平均完成工事高) ÷ 20,000 + 604
(32)	8,000万円以上 1億円未満	22 × (年間平均完成工事高) ÷ 20,000 + 589
(33)	6,000万円以上 8,000万円未満	27 × (年間平均完成工事高) ÷ 20,000 + 569
(34)	5,000万円以上 6,000万円未満	16 × (年間平均完成工事高) ÷ 10,000 + 554
(35)	4,000万円以上 5,000万円未満	19 × (年間平均完成工事高) ÷ 10,000 + 539
(36)	3,000万円以上 4,000万円未満	23 × (年間平均完成工事高) ÷ 10,000 + 523
(37)	2,500万円以上 3,000万円未満	13 × (年間平均完成工事高) ÷ 5,000 + 514
(38)	2,000万円以上 2,500万円未満	16 × (年間平均完成工事高) ÷ 5,000 + 499
(39)	1,500万円以上 2,000万円未満	19 × (年間平均完成工事高) ÷ 5,000 + 487
(40)	1,200万円以上 1,500万円未満	14 × (年間平均完成工事高) ÷ 3,000 + 474
(41)	1,000万円以上 1,200万円未満	11 × (年間平均完成工事高) ÷ 2,000 + 464
(42)	1,000万円未満	129 × (年間平均完成工事高) ÷ 10,000 + 390

注) 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

【2】 X₂ (自己資本額及び利益額)

■自己資本額及び平均利益額に係る評点

X₂の評点は、自己資本額の点数(X₂₁)及び平均利益額の点数(X₂₂)の合計点数を2で除した数値(小数点以下切り捨て)として求める。

$$\text{計算式: } X_2 \text{ 評点} = \{ \text{自己資本額の点数}(X_{21}) + \text{平均利益額の点数}(X_{22}) \} \div 2$$

注) 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(1)自己資本額(X₂₁)

▼自己資本額の点数(X₂₁)は、自己資本の額(=純資産合計の額)又は平均自己資本額(2期平均)を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼ただし、自己資本の額が0円に満たない場合は0円とみなす。

(表2)

区分	自己資本の額又は平均自己資本額		点 数
(1)	3,000億円以上		2114
(2)	2,500億円以上	3,000億円未満	$63 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,736$
(3)	2,000億円以上	2,500億円未満	$73 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,686$
(4)	1,500億円以上	2,000億円未満	$91 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,614$
(5)	1,200億円以上	1,500億円未満	$66 \times (\text{自己資本額}) \div 30,000,000 + 1,557$
(6)	1,000億円以上	1,200億円未満	$53 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,503$
(7)	800億円以上	1,000億円未満	$61 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,463$
(8)	600億円以上	800億円未満	$75 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,407$
(9)	500億円以上	600億円未満	$46 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,356$
(10)	400億円以上	500億円未満	$53 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,321$
(11)	300億円以上	400億円未満	$66 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,269$
(12)	250億円以上	300億円未満	$39 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,233$
(13)	200億円以上	250億円未満	$47 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,193$
(14)	150億円以上	200億円未満	$57 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,153$
(15)	120億円以上	150億円未満	$42 \times (\text{自己資本額}) \div 3,000,000 + 1,114$
(16)	100億円以上	120億円未満	$33 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,084$
(17)	80億円以上	100億円未満	$39 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,054$
(18)	60億円以上	80億円未満	$47 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,022$
(19)	50億円以上	60億円未満	$29 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 989$
(20)	40億円以上	50億円未満	$34 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 964$
(21)	30億円以上	40億円未満	$41 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 936$
(22)	25億円以上	30億円未満	$25 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 909$
(23)	20億円以上	25億円未満	$29 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 889$
(24)	15億円以上	20億円未満	$36 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 861$
(25)	12億円以上	15億円未満	$27 \times (\text{自己資本額}) \div 300,000 + 834$
(26)	10億円以上	12億円未満	$21 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 816$
(27)	8億円以上	10億円未満	$24 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 801$
(28)	6億円以上	8億円未満	$30 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 777$
(29)	5億円以上	6億円未満	$18 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 759$
(30)	4億円以上	5億円未満	$21 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 744$
(31)	3億円以上	4億円未満	$27 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 720$
(32)	2億5,000万円以上	3億円未満	$15 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 711$
(33)	2億円以上	2億5,000万円未満	$19 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 691$
(34)	1億5,000万円以上	2億円未満	$23 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 675$
(35)	1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 30,000 + 664$
(36)	1億円以上	1億2,000万円未満	$13 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 650$
(37)	8,000万円以上	1億円未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 635$
(38)	6,000万円以上	8,000万円未満	$19 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 623$
(39)	5,000万円以上	6,000万円未満	$11 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 614$
(40)	4,000万円以上	5,000万円未満	$14 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 599$
(41)	3,000万円以上	4,000万円未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 591$
(42)	2,500万円以上	3,000万円未満	$10 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 579$
(43)	2,000万円以上	2,500万円未満	$12 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 569$
(44)	1,500万円以上	2,000万円未満	$14 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 561$
(45)	1,200万円以上	1,500万円未満	$11 \times (\text{自己資本額}) \div 3,000 + 548$
(46)	1,000万円以上	1,200万円未満	$8 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000 + 544$
(47)	1,000万円未満		$223 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 361$

注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(2) 平均利益額(X₂₂)

▼平均利益額の点数(X₂₂)は、利払前税引前償却前利益(営業利益+減価償却実施額)の2年平均の額を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼ただし、利払前税引前償却前利益の平均の額が0円に満たない場合は、0円とみなす。

(表3)

区分	平均利益額		点数
(1)	300億円以上		2447
(2)	250億円以上	300億円未満	$134 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,643$
(3)	200億円以上	250億円未満	$151 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,558$
(4)	150億円以上	200億円未満	$175 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,462$
(5)	120億円以上	150億円未満	$123 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000,000 + 1,372$
(6)	100億円以上	120億円未満	$93 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,306$
(7)	80億円以上	100億円未満	$104 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,251$
(8)	60億円以上	80億円未満	$122 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,179$
(9)	50億円以上	60億円未満	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,125$
(10)	40億円以上	50億円未満	$79 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,080$
(11)	30億円以上	40億円未満	$92 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,028$
(12)	25億円以上	30億円未満	$54 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 980$
(13)	20億円以上	25億円未満	$60 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 950$
(14)	15億円以上	20億円未満	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 910$
(15)	12億円以上	15億円未満	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 300,000 + 880$
(16)	10億円以上	12億円未満	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 850$
(17)	8億円以上	10億円未満	$42 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 825$
(18)	6億円以上	8億円未満	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 801$
(19)	5億円以上	6億円未満	$28 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 777$
(20)	4億円以上	5億円未満	$32 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 757$
(21)	3億円以上	4億円未満	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 737$
(22)	2億5,000万円以上	3億円未満	$21 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 722$
(23)	2億円以上	2億5,000万円未満	$24 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 707$
(24)	1億5,000万円以上	2億円未満	$27 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 695$
(25)	1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	$20 \times (\text{平均利益額}) \div 30,000 + 676$
(26)	1億円以上	1億2,000万円未満	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 666$
(27)	8,000万円以上	1億円未満	$16 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 661$
(28)	6,000万円以上	8,000万円未満	$19 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 649$
(29)	5,000万円以上	6,000万円未満	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$
(30)	4,000万円以上	5,000万円未満	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$
(31)	3,000万円以上	4,000万円未満	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 622$
(32)	2,500万円以上	3,000万円未満	$8 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 619$
(33)	2,000万円以上	2,500万円未満	$10 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 609$
(34)	1,500万円以上	2,000万円未満	$11 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 605$
(35)	1,200万円以上	1,500万円未満	$7 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000 + 603$
(36)	1,000万円以上	1,200万円未満	$6 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000 + 595$
(37)	1,000万円未満		$78 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 547$

注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

【3】 Y（経営状況分析）

■経営状況の評点

▼Yの評点は、以下の経営状況分析の 8 指標の数値をもとに『経営状況点数(A)』の算式によって算出した点数を『経営状況の評点(Y)』の算式に当てはめて求める。

(表 4) 経営状況分析の8指標

属性	記号	経営状況分析の指標 〔()内はY評点への寄与度〕	算 出 式	上限値	下限値
負債 抵抗力	X1	純支払利息比率 (29.9%)	(支払利息－受取利息配当金)／売上高×100	5.1 %	-0.3 %
	X2	負債回転期間 (11.4%)	(流動負債＋固定負債)／(売上高÷12)	18.0 ヵ月	0.9 ヵ月
収益性 ・効率性	X3	総資本売上総利益率 (21.4%)	売上総利益／※総資本(2期平均)×100	63.6 %	6.5 %
	X4	売上高経常利益率 (5.7%)	経常利益／売上高×100	5.1 %	-8.5 %
財務 健全性	X5	自己資本対固定資産比率 (6.8%)	自己資本／固定資産×100	350.0 %	-76.5 %
	X6	自己資本比率 (14.6%)	自己資本／総資本×100	68.5 %	-68.6 %
絶対的 力量	X7	営業キャッシュ・フロー (5.7%)	営業キャッシュ・フロー／1億※(2年平均)	15.0 億円	-10.0 億円
	X8	利益剰余金 (4.4%)	利益剰余金／1億	100.0 億円	-3.0 億円

注)

- ・X₁及びX₂については、数値が小さいほど評点に対してプラスの影響を及ぼす指標。
- ・X₃については、総資本を2期平均とし、さらにその平均の額が3000万円未満の場合は3000万円とみなして計算する。また、個人の場合は、売上総利益を完成工事総利益と読み替える。
- ・X₄について、個人の場合は、経常利益を事業主利益と読み替える。
- ・X₇については、営業キャッシュ・フローの額を1億で除した数値の2年平均とする。

【営業キャッシュ・フローの計算】

営業キャッシュ・フロー = 経常利益＋減価償却実施額－法人税、住民税及び事業税 ± 引当金(貸倒引当金)増減額 ± 売掛債権(受取手形＋完成工事未収入金)増減額 ± 仕入債務(支払手形＋工事未払金)増減額 ± 棚卸資産(未成工事支出金＋材料貯蔵品)増減額 ± 受入金(未成工事受入金)増減額

- ・X₈について、個人の場合は、利益剰余金を純資産合計と読み替える。
- ・X₁～X₈の数値について、小数点以下3位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

$$\text{○経営状況点数(A)} = -0.4650 \times X_1 - 0.0508 \times X_2 + 0.0264 \times X_3 + 0.0277 \times X_4 + 0.0011 \times X_5 + 0.0089 \times X_6 + 0.0818 \times X_7 + 0.0172 \times X_8 + 0.1906$$

※小数点以下2位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

$$\text{○経営状況の評点(Y)} = 167.3 \times A + 583 \quad (\text{最高点 } 1595 \text{ 点, 最低点 } 0 \text{ 点})$$

※小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。

[4] Z (技術職員数及び元請完成工事高)

■許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数及び許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高の評点

▼Zの評点は、技術職員の数の点数(Z₁)に5分の4を乗じたものと元請完成工事高の点数(Z₂)に5分の1を乗じたものの合計(小数点以下切り捨て)として求める。

計算式:Z評点 = { 技術職員の数の点数(Z₁) × 0.8 } + { 元請完成工事高の点数(Z₂) × 0.2 }

注) 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(1)技術職員の数(Z₁)

▼技術職員の数の点数(Z₁)は、許可を受けた建設業の種類毎に次の算式により「技術職員数値」を算出し、当該数値を以下のテーブル表に当てはめて求める。

**技術職員数値 = 1級監理受講者数 × 6 + 1級技術者数 × 5 + 基幹技能者数 × 3
+ 2級技術者数 × 2 + その他技術者数 × 1**

※1級監理受講者とは、1級技術者であつて、かつ、監理技術者資格者証の交付をうけているもの(ただし、直前5年以内に講習を受講したものに限り)。

※基幹技能者は、登録基幹技能者講習を修了したもの。

▼ただし、1人の職員につき技術職員として申請できるのは、2業種まで。

(表5)

区分	技術職員数値		点数
(1)	15,500以上		2335
(2)	11,930以上	15,500未満	62 × (技術職員数値) ÷ 3,570 + 2,065
(3)	9,180以上	11,930未満	63 × (技術職員数値) ÷ 2,750 + 1,998
(4)	7,060以上	9,180未満	62 × (技術職員数値) ÷ 2,120 + 1,939
(5)	5,430以上	7,060未満	62 × (技術職員数値) ÷ 1,630 + 1,876
(6)	4,180以上	5,430未満	63 × (技術職員数値) ÷ 1,250 + 1,808
(7)	3,210以上	4,180未満	63 × (技術職員数値) ÷ 970 + 1,747
(8)	2,470以上	3,210未満	62 × (技術職員数値) ÷ 740 + 1,686
(9)	1,900以上	2,470未満	62 × (技術職員数値) ÷ 570 + 1,624
(10)	1,460以上	1,900未満	63 × (技術職員数値) ÷ 440 + 1,558
(11)	1,130以上	1,460未満	63 × (技術職員数値) ÷ 330 + 1,488
(12)	870以上	1,130未満	62 × (技術職員数値) ÷ 260 + 1,434
(13)	670以上	870未満	63 × (技術職員数値) ÷ 200 + 1,367
(14)	510以上	670未満	62 × (技術職員数値) ÷ 160 + 1,318
(15)	390以上	510未満	63 × (技術職員数値) ÷ 120 + 1,247
(16)	300以上	390未満	62 × (技術職員数値) ÷ 90 + 1,183
(17)	230以上	300未満	63 × (技術職員数値) ÷ 70 + 1,119
(18)	180以上	230未満	62 × (技術職員数値) ÷ 50 + 1,040
(19)	140以上	180未満	62 × (技術職員数値) ÷ 40 + 984
(20)	110以上	140未満	63 × (技術職員数値) ÷ 30 + 907
(21)	85以上	110未満	63 × (技術職員数値) ÷ 25 + 860
(22)	65以上	85未満	62 × (技術職員数値) ÷ 20 + 810
(23)	50以上	65未満	62 × (技術職員数値) ÷ 15 + 742
(24)	40以上	50未満	63 × (技術職員数値) ÷ 10 + 633
(25)	30以上	40未満	63 × (技術職員数値) ÷ 10 + 633
(26)	20以上	30未満	62 × (技術職員数値) ÷ 10 + 636
(27)	15以上	20未満	63 × (技術職員数値) ÷ 5 + 508
(28)	10以上	15未満	62 × (技術職員数値) ÷ 5 + 511
(29)	5以上	10未満	63 × (技術職員数値) ÷ 5 + 509
(30)		5未満	62 × (技術職員数値) ÷ 5 + 510

注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(2)元請完成工事高(Z₂)

▼元請完成工事高の点数(Z₂)は、許可を受けた建設業の種類毎の直前2年又は直前3年の年間平均元請完成工事高を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼ただし、直前2年平均又は直前3年平均の選択については、X₁(完成工事高)の方法と同一でなければならない。

(表6)

区分	許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別 年間平均元請完成工事高		点 数
(1)	1,000億円以上		2491
(2)	800億円以上	1,000億円未満	$103 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,976$
(3)	600億円以上	800億円未満	$126 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,884$
(4)	500億円以上	600億円未満	$76 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,806$
(5)	400億円以上	500億円未満	$90 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,736$
(6)	300億円以上	400億円未満	$110 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,656$
(7)	250億円以上	300億円未満	$66 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,590$
(8)	200億円以上	250億円未満	$78 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,530$
(9)	150億円以上	200億円未満	$96 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,458$
(10)	120億円以上	150億円未満	$70 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,396$
(11)	100億円以上	120億円未満	$55 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,346$
(12)	80億円以上	100億円未満	$65 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,296$
(13)	60億円以上	80億円未満	$80 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,236$
(14)	50億円以上	60億円未満	$48 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,188$
(15)	40億円以上	50億円未満	$57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,143$
(16)	30億円以上	40億円未満	$69 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,095$
(17)	25億円以上	30億円未満	$42 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,050$
(18)	20億円以上	25億円未満	$49 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,015$
(19)	15億円以上	20億円未満	$61 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 967$
(20)	12億円以上	15億円未満	$44 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 300,000 + 930$
(21)	10億円以上	12億円未満	$35 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 896$
(22)	8億円以上	10億円未満	$41 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 866$
(23)	6億円以上	8億円未満	$50 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 830$
(24)	5億円以上	6億円未満	$31 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 794$
(25)	4億円以上	5億円未満	$35 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 774$
(26)	3億円以上	4億円未満	$44 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 738$
(27)	2億5,000万円以上	3億円未満	$26 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 714$
(28)	2億円以上	2億5,000万円未満	$31 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 689$
(29)	1億5,000万円以上	2億円未満	$39 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 657$
(30)	1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	$28 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 30,000 + 634$
(31)	1億円以上	1億2,000万円未満	$22 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 614$
(32)	8,000万円以上	1億円未満	$25 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 599$
(33)	6,000万円以上	8,000万円未満	$32 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 571$
(34)	5,000万円以上	6,000万円未満	$19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 553$
(35)	4,000万円以上	5,000万円未満	$23 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 533$
(36)	3,000万円以上	4,000万円未満	$27 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 517$
(37)	2,500万円以上	3,000万円未満	$17 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 496$
(38)	2,000万円以上	2,500万円未満	$20 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 481$
(39)	1,500万円以上	2,000万円未満	$24 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 465$
(40)	1,200万円以上	1,500万円未満	$17 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000 + 452$
(41)	1,000万円以上	1,200万円未満	$14 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000 + 436$
(42)	1,000万円未満		$296 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 210$

注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

[5] W (その他社会性等)

■その他の審査項目(社会性等)の評点

▼Wの評点は、労働福祉の状況(W₁)、建設業の営業年数(W₂)、防災協定締結の有無(W₃)、法令遵守の状況(W₄)、建設業の経理に関する状況(W₅)及び研究開発の状況(W₆)の点数の合計点数に10を乗じた数値として求める。

▼ただし、Wの評点が0に満たない場合は0とみなす。

$$\text{計算式:W評点} = \left. \begin{array}{l} \text{労働福祉状況の点数} \quad (W_1) \\ + \\ \text{営業年数の点数} \quad (W_2) \\ + \\ \text{防災協定締結有無の点数}(W_3) \\ + \\ \text{法令遵守状況の点数} \quad (W_4) \\ + \\ \text{建設業経理状況の点数} \quad (W_5) \\ + \\ \text{研究開発状況の点数} \quad (W_6) \end{array} \right\} \times 10$$

(1)労働福祉の状況(W₁)

▼労働福祉の状況の点数(W₁)は、雇用保険加入の有無(W₁₁)、健康保険及び厚生年金保険加入の有無(W₁₂)、建設業退職金共済制度加入の有無(W₁₃)、退職一時金制度又は企業年金制度導入の有無(W₁₄)、及び法定外労働災害補償制度加入の有無(W₁₅)について以下により求める。

計算式:労働福祉状況(W₁) = Y₁×15 - Y₂×30

Y₁【加点評価される場合】:a.建設業退職金共済制度への加入

b.退職一時金制度又は企業年金制度の導入

c.法定外労働災害補償制度への加入

※上記 a～c の3項目のうち、加入又は導入をしているとされたものの数

Y₂【原点評価される場合】:e.雇用保険の未加入

f.健康保険及び厚生年金保険の未加入

※上記 e 及び f の 2 項目のうち、加入をしていないとされたものの数

(2)建設業の営業年数(W₂)

▼建設業の営業年数の点数(W₂)は、建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数を以下のテーブルに当てはめて求める。

▼ただし、営業休止期間は営業年数から控除しなければならない。

(表 7)

区分	営業年数	点数	区分	営業年数	点数
(1)	35年以上	60	(17)	19年	28
(2)	34年	58	(18)	18年	26
(3)	33年	56	(19)	17年	24
(4)	32年	54	(20)	16年	22
(5)	31年	52	(21)	15年	20
(6)	30年	50	(22)	14年	18
(7)	29年	48	(23)	13年	16
(8)	28年	46	(24)	12年	14
(9)	27年	44	(25)	11年	12
(10)	26年	42	(26)	10年	10
(11)	25年	40	(27)	9年	8
(12)	24年	38	(28)	8年	6
(13)	23年	36	(29)	7年	4
(14)	22年	34	(30)	6年	2
(15)	21年	32	(31)	5年以下	0
(16)	20年	30			

(3) 防災協定締結の有無(W₃)

▼防災協定締結の有無の点数(W₃)は、国、特殊法人等又は地方公共団体との間で災害時の防災活動等について定めた防災協定を締結している場合に15点として求める。

(表8)

区分	防災協定締結の有無	点数
(1)	有	15
(2)	無	0

(4) 法令遵守の状況(W₄)

▼法令遵守の状況の点数(W₄)は、審査対象年に建設業法第28条の規定により指示され、又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたことがある場合に、以下のテーブル表に基づき求める。

(表9)

区分	法令遵守の状況	点数
(1)	無	0
(2)	指示をされた場合	-15
(3)	営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられた場合	-30

(5) 建設業の経理の状況(W₅)

▼建設業の経理に関する状況の点数(W₅)は、監査の受審状況(W₅₁)及び公認会計士等数(W₅₂)の点数の合計として求める。

計算式：建設業経理状況(W₅) = 監査受審状況の点数(W₅₁) + 公認会計士等数の点数(W₅₂)

▼監査受審状況の点数(W₅₁)は、以下の区分のいずれかの場合に加点する。

(表10)

区分	監査の受審状況	点数
(1)	会計監査人の設置	20
(2)	会計参与の設置	10
(3)	経理処理の適正を確認した旨の書類の提出	2
(4)	無	0

注) 区分(3)の場合に確認・署名する経理実務責任者は、告示第一の四の5の(二)のイに規定する公認会計士等(登録経理試験1級合格者含む)である。

▼公認会計士等数の点数(W₅₂)は、次の算式により「公認会計士等数値」を算出し、以下のテーブル表に当てはめて求める。

公認会計士等数値

= 公認会計士等の数(登録経理試験1級合格者を含む) × 1 + 登録経理試験2級合格者の数 × 0.4

(表11)

項目 区分	公認会計士等数値					
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
年間平均完成工事高 点数	10点	8点	6点	4点	2点	0点
600億円以上	13.6以上	10.8以上 13.6未満	7.2以上 10.8未満	5.2以上 7.2未満	2.8以上 5.2未満	2.8未満
150億円以上 600億円未満	8.8以上	6.8以上 8.8未満	4.8以上 6.8未満	2.8以上 4.8未満	1.6以上 2.8未満	1.6未満
40億円以上 150億円未満	4.4以上	3.2以上 4.4未満	2.4以上 3.2未満	1.2以上 2.4未満	0.8以上 1.2未満	0.8未満
10億円以上 40億円未満	2.4以上	1.6以上 2.4未満	1.2以上 1.6未満	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	0.4未満
1億円以上 10億円未満	1.2以上	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	-	-	0
1億円未満	0.4以上	-	-	-	-	0

(6) 研究開発の状況(W6)

▼研究開発の状況の点数(W6)は、研究開発費の額の平均の額を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼ただし、会計監査人設置会社において、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付き適正意見を表明している場合に限る。

(表 12)

区分	平均研究開発費の額		点数
(1)	100億円以上		25
(2)	75億円以上	100億円未満	24
(3)	50億円以上	75億円未満	23
(4)	30億円以上	50億円未満	22
(5)	20億円以上	30億円未満	21
(6)	19億円以上	20億円未満	20
(7)	18億円以上	19億円未満	19
(8)	17億円以上	18億円未満	18
(9)	16億円以上	17億円未満	17
(10)	15億円以上	16億円未満	16
(11)	14億円以上	15億円未満	15
(12)	13億円以上	14億円未満	14
(13)	12億円以上	13億円未満	13
(14)	11億円以上	12億円未満	12
(15)	10億円以上	11億円未満	11
(16)	9億円以上	10億円未満	10
(17)	8億円以上	9億円未満	9
(18)	7億円以上	8億円未満	8
(19)	6億円以上	7億円未満	7
(20)	5億円以上	6億円未満	6
(21)	4億円以上	5億円未満	5
(22)	3億円以上	4億円未満	4
(23)	2億円以上	3億円未満	3
(24)	1億円以上	2億円未満	2
(25)	5,000万円以上	1億円未満	1
(26)	5,000万円未満		0

(表 13) 総合評定値自己計算表

X_1	工事種別年間平均完成工事高(許可業種別)	業種別年間平均完成工事高(千円) →表 1(P51)にあてはめて $X_1 = \square$ 点 (2年平均か3年平均)
X_2	自己資本額及び利益額	<ul style="list-style-type: none"> 自己資本の点数(X_{21}) 自己資本額(千円) →表 2(P52)にあてはめて \square 点① (基準決算か2期平均) 利益額の点数(X_{22}) 利益額(千円) →表 3(P53)にあてはめて \square 点② (2期平均) $\text{①} + \text{②} \div 2 \rightarrow X_2 = \square$ 点
Y	経営状況分析	経営状況分析評点 $Y = \square$ 点
Z	技術職員及び工事種別年間平均元請完成工事高(許可業種別)	<ul style="list-style-type: none"> 業種別技術職員の点数 [7] 主な有資格区分コード表(P35~37)から 6点(1級監理受講) $\times \square$ 人 + 5点(1級) $\times \square$ 人 + 3点(基幹) $\times \square$ 人 + 2点(2級) $\times \square$ 人 + 1点(その他) $\times \square$ 人 = \square 点 → 表 5(P55)にあてはめて \square 点① 業種別年間平均元請完成工事高(千円) → 表 6(P56)にあてはめて \square 点② (2年平均か3年平均) $\text{①} \times 0.8 + \text{②} \times 0.2 \rightarrow Z = \square$ 点
W	その他の審査項目(社会性等)	<ul style="list-style-type: none"> 労働福祉の状況の点数(W_1) (有→1、無→0 雇用保険・社会保険等は有→0、無→1として 計算式に入れる) (建退共 \square + 退職金 \square + 法定外労災 \square) $\times 15$ - (+雇用保険 \square + 社会保険等 \square) $\times 30 = \square$ 点① 営業年数の点数(W_2) 営業年数 \square 年 →表 7(P57)にあてはめて \square 点② 防災協定の締結有無の点数(W_3) →表 8(P58)にあてはめて \square 点③ 法令遵守の状況の点数(W_4) →表 9(P58)にあてはめて \square 点④ 建設業経理の状況の点数(W_5) 監査受審状況の点数(W_{51}) →表 10(P58)にあてはめて \square 点⑤ 公認会計士等の数(建設業経理事務士等)の点数(W_{52}) 1級 \square 人 + 2級 \square 人 $\times 0.4 =$ →表 11(P58)にあてはめて \square 点⑥ $\text{⑤} + \text{⑥} = \square$ 点⑦ 研究開発の状況の点数(W_6) 研究開発費(千円) (2期平均) →表 12(P59)にあてはめて \square 点⑧ $(\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑦} + \text{⑧}) \times 10 \rightarrow W = \square$ 点
P	総合評定値	$0.25X_1() + 0.15X_2() + 0.20Y() + 0.25Z() + 0.15W() = P \square$ 点

